

平成29年第4回(12月)大郷町議会定例会会議録第2号

平成29年12月6日(水)

応招議員(14名)

1番	赤間茂幸君	2番	大友三男君
3番	佐藤千加雄君	4番	熱海文義君
5番	石川壽和君	6番	若生寛君
7番	赤間滋君	8番	和賀直義君
9番	高橋重信君	10番	高橋壽一君
11番	石川秀雄君	12番	千葉勇治君
13番	吉田茂美君	14番	石川良彦君

出席議員(14名)

応招議員と同じ

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため本議会に出席した者は、次のとおりである。

町長	田中 学 君	教育長	鹿野 毅 君
総務課長	小畑 正勝 君	企画財政課長	千葉 伸吾 君
まちづくり推進課長	遠藤 龍太郎 君	税務課長	武藤 弘子 君
町民課長	鎌田 光一 君	保健福祉課長	残間 俊典 君
農政商工課長	伊藤 長治 君	地域整備課長	三浦 光 君
会計管理者	浅野 辰夫 君	教育課長	斎藤 雅彦 君
公民館長	遠藤 努 君		

事務局出席職員氏名

事務局長 櫻井真江 次長 千葉恭啓 主事 上野亮太

議事日程第2号

平成29年12月6日(水曜日) 午前10時開会

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問〔3人 5件〕
日程第3	議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

		関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 5 1 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 2 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 3 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 5 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 8	議案第 5 5 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 9	議案第 5 6 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 5 7 号	平成 2 9 年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 5 8 号	平成 2 9 年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 2	議案第 5 9 号	平成 2 9 年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 3	議案第 6 0 号	平成 2 9 年度大郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

本日の会議に付した案件

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	一般質問〔3人 5件〕	
日程第 3	議案第 5 0 号	大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第 4	議案第 5 1 号	特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第 5	議案第 5 2 号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 6	議案第 5 3 号	大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 5 4 号	和解及び損害賠償の額の決定について
日程第 8	議案第 5 5 号	平成 2 9 年度大郷町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 9	議案第 5 6 号	平成 2 9 年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

- 日程第10 議案第57号 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正
予算(第2号)
- 日程第11 議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会
計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別
会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算
(第2号)

午 前 10時00分 開 会

議長(石川良彦君) 出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(石川良彦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第110条の規定により、10番高橋壽一議員及び11番石川秀雄議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(石川良彦君) 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

4番熱海文義議員。

4番(熱海文義君) それでは、通告に従いまして一般質問行わせていただきたいと思います。

先日、全員協議会で大郷町のまち・ひと・しごと創生総合戦略事業ということで、その検証結果が示されたわけですが、その中でも達成率がなかなか上がらない部門に関して質問をさせていただきたいと思います。

大郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略についてまず1つ目。雇用創出の中で工業用地整備事業がありました。その中で川内池上・南清水前地内で多額の事業費がかかるということで、現時点で開発時期が未定であるということで町長の今後の考えは。また、現在企業用地がない状況でこれからどのように企業用地をどの場所に確保していくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、雇用創出の中でもう一つ、子育て世代家賃助成事業で町道

山中・希望の丘線の事業を町長は中止すると言っていますが、その道路に面する希望の郷団地の定住、移住する人にどのような説明をしてPRしていくのかお聞きをしたいと思います。

2番目に、結婚、出産、子育ての中で、婚活イベントの助成金事業が1年経過しても利用実績が少ない。婚活について町長の新しい施策はないのか。

それから、子育て支援の給食費無料と公約でうたっているが、保護者からすれば大変ありがたいことだと思います。しかしながら、行政のありがたさが薄れるのではないかと、その辺の町長の所見で、無料にした分の財源はどうするのかお聞きをしたいと思います。

それから、郷郷ランド公園もあります。もっと子供たちが走ったりボールを投げたり蹴ったりできる広々とした公園をつくることはできないのか。町長の所見をお伺いします。

よろしく願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの熱海議員の質問にお答えしたいと思います。

御質問の内容につきましては、もう既に9月定例議会でも高橋重信議員の質問に対しても答弁を行ってございますが、改めて申し上げますと既に地権者から同意をいただいているという報告を受け、土地の買収につきましては心配がございませんが、この事業につきましてはあまりにも造成費がかかり過ぎる、多額であるということと、今この時期に町で実施することは本町の財政状況から鑑みても早急な判断で実施するという事は、私はあまりにも無謀であるという考え方に立って、既に実績のございます川内流通工業団地のような民間活力を導入しての町負担が少ない、あの事業はほとんど町が負担してございませぬので、あのような内容で今後企業誘致を進める考えと、今後企業が本町においでになる考えがある企業さんに対しましては、その企業の必要な面積なりどのような事業内容かなども検討しながら、土地のあっせんに協力をしていくという考え方で、直接町が造成工事を行い工業団地としての整備事業につきましては、ただいままで申し上げてきた内容で町が直接行わない方針をもって、今後の本町に対する企業誘致策を再構築してまいりたいと考えているところであります。

次に、希望の郷団地関係についての御質問でございますが、昨日も申し上げましたが、高橋重信議員並びに大友三男議員の答弁にもございま

すように、希望の郷団地につきましてはまち・ひと・しごと創生総合戦略における移住・定住促進等で新しい人の流れをつくるという持続的な発展するまちづくりを基本としてございますが、子育て世代を中心とした賃貸集合住宅の整備計画でございます。事業の実施に当たりましては、住宅条例の制定など検討しながら進めてまいります。

と申し上げます、大変議員からもお褒めの言葉があらうかと思いますが、ただいまの本町の環境には、あの新道を新設してまでこの事業を進めていくということには今の段階では考えられませんので、はっきり担当課にも当面この事業はたな上げをするという形でございますので、大変この事業計画された前任者の計画に背くようになりますけれども、新しい考え方、新たな方向性を見出せるまで検討してまいりたいという考えで、事業中止をここで明確に申し上げたほうがよろしいかと思っておりますので、議員の御質問に対する考えは当面この事業は進めないということにございます。

次に、現在開催している結婚イベントにつきましては黒川地区後継者対策推進協議会で主催しているアイリンクパーティーほか、みやぎ青年婚活サポートセンターが主催しているジョイフルパーティーなどがございますが、本町からは男女とも一定人数、参加しております。また、これから公的機関が主催する婚活イベント、カップルも誕生しているようでございますが、個人情報保護法の関係から住所氏名非公開、結婚まで調査することは不可能な状況にございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、結婚イベント助成金事業は平成28年度から事業を立ち上げ本年度で2年目を迎えますが、御質問のとおり事業実績が少ない状況ですが、今後とも広報だけでなくさまざまな周知方法を工夫しながら広報活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

また、結婚について新策との御提案でございますが、今後とも総合的な課題として取り組ませていただきます。理由としては、事業は始まったばかりでございますので、もう少し結婚、出産、子育てなど総合的な観点で事業形成を継承する必要があることから、単独で新規事業を立ち上げるという現在考え方はございません。あくまでも、総合戦略の中で総合的な事業評価を行ってまいりたいと考えてございます。

これは例えばでございますが、新策と申しますか、新しい考え方、来年度取り入れてみたいなど自分、そのような考え方、議員からの質問で浮かんだものがございますが、ことしの秋まつりでございます。あんな

にも多くの皆さんに御参加をいただいたマラソンのイベントの中に、お見合いカップルマラソン、お相手募集などというタイトルで募集をしてみたらどんなものかなと思ったところでございますので、試みたいなということをお願い、今後議員の考えもどんどん反映されるような形で御意見を賜りたいと思います。

次に、子育て支援の給食費無料についての御質問でございますが、子育て支援の一環である学校給食費の無料化については、限られた財源をやりくりしながらも実施してまいりたいと考えてございます。今後の事業実施に当たっては広報等で事業の趣旨を周知するなど、町民の理解を図ってまいりたいと考えているところでございます。

国も、既に31年度消費税10%に実施をした場合には、教育費の無料化を考えてございますので、この辺も十分視野に入れながら子育て支援が父兄に負担のかからない環境づくりに、国と町が一緒になって強力に進めてまいりたいと考えてございます。

次に、郷郷ランド公園は休日を中心に道の駅の利用客や家族連れなど幅広い方々の年齢層が触れ合う憩いの場になっておりますが、昨年度の増設部分には新たに幼児用の複合遊具のブランコや、また子供たち世代が安心して安全で公園で遊べるような環境づくりに、あの場所についてさらに整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

御質問にあります公園内でのボール遊びにつきましては、敷地内が広いとか狭いとかいう問題でなくて、公園内でのボール遊びは事故等も懸念されるということで、一般的に使用禁止とされているようでございます。本町においてもボール遊びでボールが道路に飛んでいったりすることによって、ボールを追いかけて交通事故に遭うということも懸念されることから、ボール遊びなどは禁止するという考え方でございますので、これから利用される皆様に迷惑のかからないような内容でマナーを守っていただくこととともに、スポーツ施設や学校施設などの利用が適当にバランスよく使ってもらえるような環境づくりをしながら、あの公園ではそのような遊びをしないようにという考えでございますので、せっかくの御提案でございますが、ボール遊び等については適当な施設を利用してをお願いをするということをお願いをするところでございますので、まず議員への答弁とさせていただきます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、カーボンの入り口の用地であります、今回の事業検証の意見

としまして、見通しが甘かったじゃないかという意見がありました。実際造成などによる金額が6億円もかかるような話を聞きましたが、地権者の皆さんに説明をしていく前になぜその算定ができなかったのか、このぐらいかかるからそれでも大丈夫だという見込みがあって、その造成を始めようとしたのか、その辺はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

議長（石川良彦君） 課長、まちづくり、大丈夫。

答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） この事業につきましては、28年6月議会の終了後に全員協議会を開いていただきまして事業の概要を説明したところでございます。ただ、そのときには全体の概算費用等はお示ししていなかったのが現状でございます。

算定方法、概算事業の算出に当たって、一番必要なことが造成費用、いわゆる地質調査等が必要であると、それによって事業費がどのぐらいかかるかというのがはっきりするわけなんです。その地質調査を行っていないがために工事費が算出できない。さらに、あそこは道路より低い土地でございますので、盛り土をしなきゃいけないわけなんです。当初考えていたものは吉田川の河道掘削の砂を入れるということも考えてはありましたが、その吉田川の砂の質のほうも宅地向きにはあまりよくないという国土交通省の検査結果がございまして、その費用を購入土で賄うと多額になると。そして工業団地にする場合には、あそこ全体で2万平米でございますが、区画割というものがございまして3,000平米ぐらいの区画を3つ、4つつくるのか、全体で1つの工業団地にするのか、そのようなことも検討しながら全員協議会の後に試算した結果、県道の改修も含めて約6億円ぐらいかかるということでそのことにつきましてはその年の12月でしたか、企業誘致特別委員会において御説明をしていたところでございます。経過的にはそういった状況でございます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今の答弁からしますと、やはり見通しが甘かったのかなと言わざるを得ないと思います。今から今後そういうことも出てくるかと思っておりますので、今後やはり造成の部分にかかる金額がこのぐらいかかるという見通しの中で提案をしていただければなと思います。

次に、企業用地、町長は設けない、企業が来たいときにこういう場所でどうだという話だと思っております。県の企業を担当しています大阪事務所にあります■■■■■という方から、前にも県に情報があった場合、ど

の町にこの企業を推薦するとかあるんですが、 の言い方にしますと、企業用地が、そいつを1つの商品としまして商品がいっぱいある町には選択肢がありますよ、商品がない町には誰も企業として声がけしませんよという話がありました。

今の時点で、大郷町にはそういう用地1つありません。前回、私がいたころにはまだ3カ所の企業用地ありましたけれども、その3つでも少ない、面積も少ないということがありました。今回、11月9日、10日と企業立地セミナーに行きましたけれども、今まではプレゼンテーションで大郷町はこういう土地がありますよ、ぜひ見に来てくださいという営業もできたんですが、今回はそういう用地1つありませんでした。展示もできません。そうした中で町長は今から新しい企業が何もないところに声かけして、来ると思っているのかどうなのかお聞かせを願いたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 工業系の企業誘致ありきでは、本町の今後の進むべき道は、私は工業系でない方向に進めていきたいという考え方でございます。本町の取り巻く環境は既に、車の件では大和、大衡村は工業系誘致の環境が整い、もう既に世界をリードする企業が進出して、ただいま操業に入っているわけですが、それらのたぐいの関連企業を誘致しようという考えから、本町の特性を生かした町にしよう。人口減少社会が到来している今日、競い合って来るか来ないかわからない造成工事をして店構えをしているということは、その時代では今はないと。川内の流通工業団地のあの土地には、産業系の生産工場というよりもそういう企業から出る廃棄物を処理するリサイクル工業団地としての位置づけをした方が私は時代にかけているという考え方になって、あの形態を取り入れたということでございますので、今ここで大郷町が新たな工業系の企業誘致ということよりも、本町の抱えている農業という問題を1つ取り上げても今後5年、10年後農業を支える担い手がどのようになっていくかということ、この後の若生議員の御質問がございしますが、そのときにも申し上げたいと思っていたんですが、かなり担い手が減少して本町の2,000ヘクタールの水田管理するのにどういう形態をとれるかということが、本町にとっては未来にとって重大な見きわめをしなければならない時代が今到来していることから申し上げますと、私は今生物栽培を取り入れた工場を誘致するまちづくりのほうが懸命だということから、農地を使った新しい発想に立った植物生産に切りかえた大型企業を誘致することが、

本町の特性に全く理想であるという考え方に立って、今後農業を核にした新しい食品工場なども誘致を目指して、ただいま多方面に呼びかけているところでございます。

そういう意味で、工業系の企業誘致に造成をして工業用地がございまずというPRしながら、いつ来るかわからない当てのない手探りの誘致をするよりも、目の前にある衣食住の食の産業をリーディング産業として取り入れていったほうが、本町の生き残りをかける意味でも十分道が確かなものであると考えますので、議員のおっしゃっている工業系の造成工事をここで進めるのではなくて、おいでになりたいという企業には適地を紹介したり、企業が本町にいろんな形で御協力したいという企業に対しては、丁寧に取り扱いをしてまいりたいという考えでございまずので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 町長の発想、すばらしいことだと思います。でも、この間、立地セミナーに行ったときの会社、工業系しか来ていません。となれば、これからセミナーに出席する必要もないのかなと思うんですけども、町長、どうですか。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） あれは宮城県が主催しているイベントでございまず。行っても行かなくてもあのような状態でございまず。直接、我々がかき分けて企業さんとお会いしているという環境でもございまず。ただ、私も名古屋に行って名古屋の方々ともお会いして、私のおつき合いしている人の名前も存じ上げていたようでございまずしたので、今後そういうかわりから、決して消去するんじゃなくて火をともしてまいりたいという考えでございまずして、ここで行かなくてもいいのではないかという後ろ向いた発想じゃなくて、宮城県とおつき合いしながらあのようなイベント会場で、ただ議員の皆さんも同行していただいているんですが、それなりの立場でいろいろなの方々とお会いしていただいておりますが、直接誘致、PRということにまでは我々でさえなかなかいけませんので、その辺については率直に申し上げて、今後は議会の皆さんには御遠慮していただいても、大きな弊害はないのではないかと思うんですが、後で御指摘をいただいて結構でございまずが、町長の考えと言われましたので申し上げますが、今の考えはそんな内容でございまず。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 次に、希望の郷の団地、当分見合わせるということとし

たので、PRとか説明何もないわけですが、ここで次に進みたいと思います。

次に、町長が言った農業の企業ということで進める中で、担い手という話がありました。その中で、やはりどうしても担い手というのは今からの若い人、子供が大事になってくるんだろうと。その中で、婚活、結婚する人が少ない、どうしても出生率が少ないということで、先ほど町長はマラソン大会の婚活イベントと、いろんな手法でいろんなことをやっていたいただいて、今までは集団的な婚活パーティーみたいなものばかりあって、やっていますよ、いろいろやっていますよと言ったって、それしかなかったわけです。黒川郡でやっていますよ。だから、そこに任せきりですよ。そうじゃなくて、やはり町長みたいにいろんなことをやってみて、子づくりなり子育てなり進めていっていただきたい。それが行く行くは担い手になっていくわけですから、もっといろんな手法で進めていただければなと思いますが、町長もう少しマラソンのほかに考えていることはありませんか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） せっかくのあのような多くの皆さんに参加していただいている、若い人たちもおいでになっている。その機会を捉えて、本町の婚活に少しでも役に立つ内容にして、来年試みを申し上げたいなと思ってございます。今、そういう計画をやりたいと、マラソン大会の部門の中に持っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） 今のところ1つということで将来的にも1つ、2つ考えていただきたいなと思います。私らのほうでも考えてまいりたいと。

1つ、今回検証結果の中で意見として仲人制度の話も上がっていました。でも、なかなか今の段階では個人情報等の問題があって難しいと思いますけれども、もしできるのであればいろいろ経験なされた高齢者の方なりにお問い合わせするのも一つの手かなと。なおさら、高齢者の方たちは1軒1軒、あそこの家の子供はこうであるとよく御存じであるようですので、その辺もひとつお問い合わせをしたらいいんじゃないかと思います。その辺も町長には考えていただきたいなと思います。

次に、給食費無料と掲げていて、町長の答弁では広報等でありがたさなんかを町民へ理解をしていくということなんですが、今のところは多分これ、大郷でやったら県で大郷だけですよね、間違いなく。このPR、こういうのだというのを、広報だけでなくもっと大きくわかってもら

えるような方法を考えてもらったらいいんじゃないかと思うんですが、町長の所見をお伺いします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 本町の子育て支援の大きな事業として、給食費の無料化を完全実施するというございますことは、まさに県内では多分どこもないと思いますが、本町の場合話題になって、県内で広がりを持って宮城県の学校給食無料化になるかもしれませんし、国も31年、今予定されている消費税10%が実施されれば、教育費の無料化を唱えているわけでありますから、多分この辺なども大きな過渡期を迎えるのではないかと思いますので、本町の無料化が多分マスコミで取り上げられるかもしれませんが、別にそういうことは私は狙っているわけでもございませぬので、本町の子育てがさらに充実することを願っているわけございませぬので、そんなことを申し上げておきます。

ただいま、傍聴席に大郷小学校の皆さんがおいでになりました。きのうも申し上げたんでありますが、大郷町の次の時代を託す小学校6年生の皆さん、ようこそ議会傍聴においでくださいました。ありがとうございます。

ただいま、皆さんの夢や希望がかなえるまちづくりを議会の皆さんと町と会議をしているところでございませぬので、きょう社会科の勉強でおいでになったということでございませぬので、どうか今後の学業に生かしていただければ大変ありがたいと思います。本日は大変御苦労さまでございませぬ。

以上、申しわけございませぬでしたが、時間を頂戴いたしました。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） それでは、最後に郷郷ランドの公園、ボールは使えないと、これはわかっているんです。土日、たくさんの子供たちが遊んでいる様子も見ます。その中で土日にいっぱい過ぎて入れない人たちもいるみたいなんです。そのほかに公園がないんですかというお声も聞くわけなんですよ。

今、町長はスポーツ施設使ったらいいんでないかと。だけど、スポーツ施設は専門的なスポーツやる人たちはもう予約とって使っている。じゃあ学校の公園かと。でも、学校の公園、いつまでもいたら先生たちも大変だと。そうすれば地元に戻って遊ぶしかない。でも、地元には広い場所がない。そういうのがあって、やはり大きい広い公園はあったほういいのかなと。

今回、名古屋にも行きましたけれども、その中でもやはりいろんなスポーツ施設あって広い場所って必ずどこ、あまり小さい町は別にしてもある程度の施設はあるような気がするんですよ。大郷町にしてもやはりボールを蹴る、打つ、できるような思い切ってやれるような場所を何とか考えられないのかなと、もう一度町長の答弁をお伺いしたいと思います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今ではちょっと手おくれのことでもありますけれども、中学校、小学校、統合したわけでありまして。廃校になった学校を新たなそういう議論がなかったのかどうだったのか、私はその当時議会に、町にこういう立場でございませんでしたから、ああいうのこそ利用したら、まさにこれから日本が観光立国としてさまざまな地方も海外の旅行者を受け入れる民泊とかいろんなことを今騒がれている中で、本町ももう少し考えるべきでなかったのかなと思うんです。

残念ながら、そこまでなかったのか、今の郷郷ランドで手狭だ、サッカーもできないようなのでは困るという御質問、これは思い切ってどうです、スポーツランドでも構想を考えたほうがよろしいんでないかなと思っているんですが、今新たな形でソフトバンクの発電所も大崎に設置される計画であります。孫会長とも合わせてくれとお話し申し上げてございます。孫さんに新しい大郷町の、まさに21世紀という100年のスパンでお願いをしたいということは今秘めているものがございますので、もう少しお待ちになって、そういう企業をどんどん利用するということがないと、大郷町の自力再生は大変厳しいものがございますので、できるだけ経済界の力をおかりするというまちづくりも一つの方法であると考えますので、郷郷ランドという規模ではない規模で考えていきたいということ、自分の考えを申し上げさせていただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 熱海文義議員。

4番（熱海文義君） この間も一緒に、立地セミナーのときにも孫さんに会いたいということで孫さんにはなかなか会えないということでしたので、今後ともいろいろコネを使って孫さんに会っていただいで。大郷町の発展のために尽力していただきたいと思っております。

終わります。

議長（石川良彦君） これで、熱海文義議員の一般質問を終わります。

次に、6番若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 若生 寛でございます。一般質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

本町の基幹産業ということで、基幹産業は農業だとずっと大郷町は掲げてまいりました。そんな中で、来年平成30年度より国の政策が本当に大きく変わろうとしております。あれは、私が高校卒業したころですから、昭和四十五、六年ころから減反政策が始まりまして約50年弱、減反政策に支えられて農業が発展したわけですが、今回、今まで国で減反面積等を配布しておりましたのが、今後国では関知しないよと大きく変わろうとしているわけでありまして。そんな中で本町としてはかり知れない影響があるのかなと大変心配しているわけですが、次の点についてお伺いしたいと思っております。

1つ目といたしまして、転作に絡みまして保全管理という制度がございまして現在しております。その中で、保全管理、水田、これからその活用をどのようにしていくかということをお伺いしたいと思います。

次に、米に関する直接支払交付金というのが、当初10アール1万5,000円で始まりましたが、数年前から半額の7,500円ということになってきて、これもなくなるといってこれは大変痛手でございます。この代替策の検討を何とか町でお願いできないかということでございます。

3番目といたしまして、担い手であります認定農業者、先ほども担い手の話、出たんですが、認定農業者の現状、年代別にどれくらいいるのか。あるいはまた男性なの女性なのかまでは調べていないと思うんですが、その辺のところと支援策は考えているか、その辺のところお伺いします。

大きい2番目としまして、大松沢にございます大窪城址公園、これは昨年、ことしと色々な情報、ラジオ、新聞等で取り上げられたわけですが、それによりまして観光客、よその市町村からの観光客の方もぼちぼち見えたわけですが、その中で大変、進入路、狭い進入路となっておりますので、公園の進入路の整備と観光客の誘致の実現をということでお伺いしたいと思います。

大窪城址公園の進入路は本当に狭くて急で、なかなか途中ですれ違おうとどちらかバックしなくていけないという状況でございますので、進入路の整備をどのように考えているのか。ことしは、ボランティアの方々によりまして信号機の設置等やったわけですが、何とか道路整備していただければもっと観光客もふえるのかな、それイコール町の発展にもつながるのかなと考えておりますので、その町の考えをお伺い

したいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの若生議員の御質問にお答えしたいと思います。

保全管理水田の現在150ヘクタールほどございますが、この活用につきましては農村環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を発揮することに伴っているものでございますが、大きな課題であると認識をしております。

これまで作物の作付助成等による活用推進を実施してまいりましたが、保全管理水田は増加傾向にありますので、その枠にとどまらずさまざまな可能性を模索しながら、対策を検討してまいりたいと考えているところであります。

次に、2番でございますが、平成30年度から国の農業政策、特に経営所得安定対策、米の生産量につきましては国は米の需要情報を県に提供し、県は町村に対し米生産の目安を提示、最終的には、認定方針製作者でございますJAあさひなから米生産の目安を提示する流れとなっております。

御質問にありますとおり、これまでの国県の説明から米の直接支払交付金7,500円1反歩当たりがなくなると承っております。また、この交付金がなくなることにより、農業経営に与える影響は非常に大きいものと認識をしております。この点も含め、詳しい情報は来年2月以降に説明させていただきたいと考えておりますが、なお米価の下落も懸念される中で、この補填策の創設など国や県に対して継続的に強く要望してまいりたいと考えてございます。町としては、国の動向を注視しながら、経営所得が確保できるよう農家の皆さんに対し丁寧な説明を、迅速な対応を務めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、③についてでございますが、平成29年11月末の年齢別の認定農業者の数は30代2人、40代4人、50代10人、60代44人、70代5人、法人14社となっており、法人の認定数がふえている中で、60代以上の割合が75%になってございます。高齢化が一段と進んでいることは否定できない現状でございますので、今後5年後10年後の大郷町の農業、農村環境が維持し成長、発展させるためには個別経営体の育成、農業法人の経営基盤の安定と拡大が不可欠と考えております。欠かせないものだと考えてございます。

現在、認定農業者への支援策として国県補助金だけでなく町単独での

補助金による農業機械施設導入支援、各種研修会、講習会の情報提供などを実施しており、今後においても認定農業者の声を聞きながら迅速な支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、大きな2番目でございますが、地域の方々の手によって整備されてございます大窪城址公園は県内でも花見スポットとして広報誌などで幅広く取り上げられてございます。特に、お花見シーズンには利用者の増加が見込まれ、交流人口や観光客の誘致にも一役買っているところでございます。それはシーズン中の限られた期間ではございますが、大変にぎわいもございます。

さて、御提案いただきました進入路の整備につきましては、その必要性など財政的な検証を行いますと、ほかに優先すべき課題が山積している状況でございますが、このことから進入路整備ではなく舗装修繕や環境整備を実施することで利用者の利便向上に努めてまいりたいと考えてございます。また、夜桜のパトロールや車両誘導のボランティアにつきましては地域コミュニティー活動の一環として補助事業を準備しており、事業主体の実践組織に対しましては随時事業相談に応じているところでございます。具体的には、誘導信号や注意看板設置などの御案内方法を検討いただくよう、実践組織に助言いたしましたところでございます。ボランティアの負担軽減を図ると思っております。

以上、申し上げましたが、今後地元の皆さんとも十分検討を加えながらこの大窪城址の歴史的な背景も検討しながら、今御指摘の内容ができるだけ速やかに解消できるように努力をしてみたいと存じます。

以上、申し上げます。

議長（石川良彦君）　ここで、10分間休憩といたします。

午 前 1 1 時 0 3 分 休 憩

午 前 1 1 時 1 3 分 開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

若生 寛議員。

6 番（若生 寛君）　それでは、再質問いたします。

まず、保全管理水田についてでございます。現在、農地につきましては保全管理の次に来るのが耕作放棄地という名称になるかと思うんです。保全管理水田イコール耕作放棄地水田の予備軍と私は捉えるわけでございます。

その中で、この保全管理水田をこのままにしておくともますます耕作放棄地がふえてしまって、大郷の農業に影響を及ぼすと思うんです。現在、

大松沢の担い手の大きいとか粕川の大きいあるいは山崎等におきまして広い場所についてはほとんど耕作放棄地、保全管理地は少ないと思うんですが、問題は沢と申しますか、あのような場所になるのかなと思うわけでございます。その辺で保全管理水田におきまして、これをこれからどのようにしていくかとアンケートみたいなものがあつたと思うんですね。その中身についてどのような改善計画という形であつたわけなんです、その改善計画の中身についてここに通告していないんですけれども、改善計画の中身について、もしおわかりでしたらお知らせいただきたいと思ひます。

議長（石川良彦君） 答弁願ひます。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

今、御質問にございました不作付地、保全管理につきましての改善計画の内容でございますけれども、基本的にはなぜ栽培できないんですか、それをどういうふう改善しますか、それをもつて米等の補助金の対象にしますという一つの流れがございます。ですから、改善計画イコール米の助成措置という部分でくくられた内容ではございますけれども、内容的には議員からお話がありました、要は、圃場の条件未整理地等でやはり作業的にはしづらいぞという部分と高齢者、担い手、高齢化が進んであるいは担い手がなくてどうしてもできないよといった内容のものが、非常に多くありました。さらに、それを改善するためにはということなんですけれども、生産組織に頼んだりあるいは自力でその他のようにといったこと、計画をいただいているところでございます。いずれにしても、この悪い栽培できない状況を改善したいといった意思を改善計画の中でお示しいただいて、それによって米の補助金をいただくといった流れにはなつてございます。よろしく願ひします。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） やはり、私も一応農家としてやっているわけなんです、農家としまして農地を守っていく、農地に作物を作付けて農地から収入を得たいというのは誰もが思っているわけなんです。しかしながら、ただいま課長から答弁ありましたように一回ばらしてしまうとなかなか回復が難しいというのが現状でございます。

そこで、上村におきましてもあるんですが、中間管理機構という組織がありまして、そこにお願ひしてもなかなか受け手がない、それで大分荒れてきてしまつているという点もあるわけなんです、そういう点に改善、農地を改善、排水の整備なりあるいはまた進入路を広くしたり、

そういうことを自分でやる際に応援できるようなシステム、補助金のよ
うなものがございましたら、それを提示お願いしたいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えいたします。

議員の御質問は、今個人的にといったお話もありますけれども、水利
とか道路につきましては非常に共有性が高いということで、簡単に言い
ますと地区を挙げての取り組み、これは多面的の維持機能の交付金の対
象ということになるかと思えます。また、個人的なものということに
なりますと町の総合補助金、その中に頑張る農家を支援しようとい
った内容がございます。こちらにつきましては上限額ですけれども、条
件整備につきましてはたしか15万円くらいだと思いますけれども、こ
ういった補助金も準備はさせてもらっておりまして、実は平成28年の5月、
6月ごろにチラシ等を配布しましてその辺の周知を図ってまいります。
これは条件整備だけではなくて、施設の改修であったりあるいはちょっ
とした農機具を買ったりということでも多方面に使える補助金を準備して
いるところでございます。

補助金の紹介は以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） いろんな町でも考えているとは思いますが、ただいま28年
に周知したという話なんですが、やはりまめにお知らせいただいてそう
いうのを利用していただいて、補助金があるから云々というわけではな
いと思うんですが、やはり担い手等とも相談しながら幾らかでも保全管
理する水田が有効利用されるように、なおこれからも情報発信について
頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次に、2番目の交付金関係でございます。これは10アール当たり1万
5,000円の交付金があったときから半分になりました。半分になっても
やはり応援いただくというのは大変心強い国の施策であったわけですが、
それがなくなると決定的なダメージになるのかなと思っているわけであ
ります。なおかつ、後で出てきますが、認定農業者の関係なんですが、
担い手、大きくやっている方々こそ利益があるのかなと考えているわけ
でございます。今年9月の決算審査のときにお聞きしたったんですが、
今年大体町内にどれくらいの補助金、金額が来るかおわかりでしたらお
知らせいただきたいと思っております。

議長（石川良彦君） 農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

現在、先ほど町長答弁したとおり、反当7,500円ということになりますけれども、総額ではこれを積算しますと7,200万円ほどの交付金が支払われていたということでございます。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 7,200万円のお金が来なくなった。来なくなるということは大変大きいわけでございます。そこで、これはお金に関することでございますので、県なり国への働きかけは当然かと思いますが、町として7,200万円そっくり用意していただければこんなに言うことはないわけでございますが、せめて半分なり3分の1なり10分の1なりその辺考えていただくことはできないでしょうか。町長、何とかいい返事を期待したいんですが。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変、町としてもないものをどう皆さんに理解される内容で何らかの形で補填をしてくれということでございますが、その前に前段のところで御質問のあった、この保全管理の今後狭隘地でどうしても手のかかる圃場を持っている皆さんの土地を、今後こういう形で交付金制度が廃止になるということになればなるほど、そういう土地が多くなるということでございますので、何か考えなければならぬなど、困っただけでは解決できませんので、何か特産品となり得る作物をつくらなければならぬということを考えているところでございます。

実は、この議会が終わり次第お会いすることになっているんですが、耕作放棄するような荒れた土地でもちょっと手を加えれば使えるという作物がございまして、その辺で本町の水田耕作を新たな形で土地利用しようということから、実は菜の花、菜種油をやる話がございまして、約300ヘクタールぐらいの面積がないと成り立たないということのようでございますので、そのような狭隘地を利用したい、河川敷を使わせてもらったり、これから転作の中にも取り入れたりして300町歩の面積が確保されるかどうかということで、今担当課に調査するようにとうことで指示しました。十分その面積は確保されるということでございますので、積極的にこれを取り組んでもらいたいと思います。

これは目的が菜種油を採取するということとあわせて、花の部分に大変な高価な蜂蜜が採取できるということで蜜源の事業でございます。結構有名な企業でございますので、本町の環境を十分認識されているようでございますので、積極的に推進してそういう仕事を受け入れることに

よって、今心配されている議員の質問にもお答えできるものではないかと思えます。そういう企業が参入することによって、7,200万円の半分ぐらいのものが出てくるのではないかと考えますので、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 大変失礼をいたしました。最初の質問に対しまして町長に文書の回答だけで考えも及ばなかったことに対しては、大変申しわけなく思っておりますが、菜種油というお話が出ました。それを活用していただいて7,200万円の半分ぐらい創出できましたら、それを交付していただけると理解してよろしいですね。その辺、よろしいでしたら、そのような答弁をお願いします。

議長（石川良彦君） 改めて答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問でございますが、もちろんただでお貸しするわけではございませんので、いろんな形で企業から収入に対する農家の皆さんにほとんどが還元できるということにございますので、安心してどうか御協力をいただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） その辺のことに関しては、やはり理解をいただいて事業を始めるというのが基本かと思えますので、なお、そういう話がございましたらいろんな形で協力はしてまいりたいと思っております。

次に、それをやっていただく農家ですね、現在担い手イコール認定農家という形で動いているわけでございます。この年代別見ますと本当に60代、70代でもう半分以上を占めている。これに対して日本全国どこに行ってもこのような状況でございます、どうする云々ではないと思うんですが、この中には女性の認定農家の方もおいでかとは思いますが大体どれくらいいるか、課長わかりますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。農政商工課長。

農政商工課長（伊藤長治君） お答えします。

女性の認定農業者につきましては、たしか4名だったと思えます。認定農業者の家族の中でも女性認定農業者のような位置づけの方もいらっしゃいますので、その実数よりはふえるかと思えますけれども。

以上でございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） ずっと昔から、日本の農業は3ちゃん農業と言われてき

た経過があるわけでございます。じいちゃん、ばあちゃん、かあちゃんとそんな形でやってきたわけでございます。女性の方、大分少ない認定農業者ということでございますので、その辺のことで女性の方にも働きかけて女性の中心になって経営をなさっているところも大分あるかと思えますし、また産直なんかも見ますと産直はほとんど女性の方でございますので、そういう方々にも働きかけて数字が、数がふえればいいという話ではないと思えますが、そういう働きかけも必要だと思うんですが、それに対して町長、どのように考えていますか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 町内の人だけでは、とても対応し切れない時代が到来してございます。今の農業人口、町内759人ということでございますが、その65歳以上が559人ということでございますので、大変4人に3人が65歳以上の職場になっているということでございますから、これが10年後になりますと80%が離農するという自然的なものでございますので、どうしようもないということになるわけでありまして。

それをどうしてカバーしていくかということが、実は先月13日東京で全国規模で、農業に参入する農業法人並びに農業に関心のある個人の方々など、500人からの方々にフォーラムを開いて、大郷町も宮城県の代表で行ってまいりました。いろんな取り合わせもございます。これからの本町の農業を展開する場合、町外からの農業法人も受け入れながら本町の農地を守り、生産を高めるということになろうかと思えます。農家の皆さんは所有者でございますから、その所有権を生かした形で権利のある収入を得ると、離農してもその権利を所有として得られるということでございますから、早い機会に管理機構に参入して土地を管理機構にお願いして、そこから新しい経営体で農業を展開すると。

地元の皆さんも、個人で農業を好きなんだという方でどうしてもやりたいということであれば、あのような対策も講じていけばいいわけですから、その形態に反対だというのではなくて、考えていただければ当町の農業が新しい形で未来に開かれた内容になっていくのではないかと思いますので、ただいまの御質問には町外からの農業法人も受け入れながら本町の農地を上手に利用することによって生産性を高め、地域活性化につなげていくということになるわけでありまして。

いずれにしても、本当に65歳以上の皆さんが農業に従事して、あと10年もたてば80歳近くの年齢層になるわけで、それをいち早くそういう方向に持っていきたいなと思っているところでございます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 農地があるわけでございますので、その農地を活用していただくのには町外、町内関係ないものだなとは思いますが、しかしながら、やはり現時点においてはまだ農地を頼りにして収入を得て生活しているという60代の方も結構多いわけでございます。その辺も考慮しながらやっていたかかないことには、本当にあすあさってに干上がってしまったのではどうにもならない、逆効果でございますので、その辺も考えて進めていっていただければと思います。

また、国としても前から結構うたっていたわけでございますが、法人化、法人化という話が随分ございます。このごろトーン下がったのかなと思えますが、やはり法人化、誰でもやりたいなと思っているのは当然かと思うんですが、法人化するにはそれなりの人が必要かと。町長も以前企業の代表者、社長として頑張っておられたわけでございますが、誰もが社長になれるわけでないと思えますので、その辺のところよく御理解いただきながら、町としても法人化なりなんなり進めていっていただければなお見通しがいいのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に、大きい2番目でございます。大窪城址公園の問題でございます。これは以前から、あそこの進入路につきましては本当に何とかならないのかというのはずっとあったはずでございます。それで昨年、先ほども話しましたがいろんな県の広報紙やらラジオの番組で取り上げられまして、ことしは観光客も来たわけでございます、花見のとき。

私、昨年花見時期に上でいろんなことをやっておりましたらお客さんが来まして、県道を通っていて随分入り口、登り口探しましたとお話をされました。確かに、あそこに立派な大窪城址公園と書かれた看板はあるんですが、県道からですと入って鹿島台方面から行くと探すのに大変だというのがございます。その辺のところの整備とともに、私も提案しております進入路の整備。あれは本当に狭いし、急でございますので、ここでは優先すべき課題が山積している、そのとおりでございます。優先順位、舗装もそのとおりですが、やはり舗装の前にすれ違えるような体制をつくるというのが一番ではないかと思うんですが、優先順位、先に進入路、舗装なり拡幅なり一部待機所の設置とか、そういうところに向けていけないかと思うんですが、いかがでしょうか。町長、そのところ考えてください。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ここで議員の御質問にただ言葉でやりとりじゃなくて、私も含めて地元の皆さんと議員も一緒になって我々と一緒になって、地形をもう一遍理解してその中で今の現道を、例えば下りが行く方向にだけしていくかもう一方が進路をつけて迂回路、下り線か上り線どっちかだけにするとか、状況を見て何らかの手を打ちたいと、実は思っています。時間を見て花の咲かないうちに行ってみたいなと思っていました。よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） 私も、町長に先越されてしまった感じになったんですけども、新しいところを設けて一方通行の形にすれば、本当に理想的な公園となろうかと思えます。ぜひその実現を早い時期にかないますようによろしくお願いしたいと思えます。

それと、ことし信号機をつけたり、夜パトロールしたりということでボランティア、私もちょっとだけ参加してやらせていただきましたが、ボランティアがあってこそこの今の大窪城址公園かなと思えますので、ボランティア団体にもある程度の支援をいただきますように、もう一度ここで御答弁いただきたいと思うんですが。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） 町内で唯一の花見公園としての位置づけを、もう少し整備をして安全な観光地と言われるような内容まで考えていきたいと思えます。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6番（若生 寛君） それとあわせて町内公園、大窪城址公園だけでございせんので、勢見ヶ森公園や支倉常長のパークとかいろいろございしますので、ともに整備を進めていただきましてそれらをめぐるようなコースをつくっていただきましてここに観光客の誘致の実現と私もうたっているわけですが、観光客の誘致に向けてぜひ頑張りたいと思えますが、その中で以前にも私提案したことがあったんですが、大郷町って名前、地名を広げるための広報大使といいますか、よその自治体では出身者の有名人といいますか、そういう方に広報大使をお願いして云々というのはたまに新聞に出るわけなんですけど、本町といたしましても本町出て仙台市内あるいは東京方面の大学に行っている大学生とかそういう方もおりますので、ぜひそういう方々に大郷町を広報していただくような大使に任命していただくという考えはいかがでしょうか。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 大変大事なことでございます。そのような人材を活用して大郷町の知名度を高めてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員。

6 番（若生 寛君） やはり、大郷町から出ていった方々でございまして、大郷町を思ってくださいの気持ちは大きいと思いますので、ぜひそういう方をお願いしまして大郷町の知名度をなお上げていただくようによろしくをお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

議長（石川良彦君） 若生 寛議員の一般質問を終わります。

次に、3 番佐藤千加雄議員。

3 番（佐藤千加雄君） 議員番号3番、佐藤千加雄でございます。通告に従い一般質問を行います。

質問事項は2点であります。1点目は地域公共交通の取り組み状況について、2点目は空き家対策状況についての取り組みについてであります。

この通告の内容は10月17日18日に行われました宮城黒川地方町村議会委員長研修会において、本町が話題提供者として現在町村議会が直面している問題について話題提供した内容であります。各町村の実情、概要を踏まえ、改めて本町の取り組み状況について伺うものであります。

1、地域公共交通の取り組み状況について。

本町は町民の足の確保として住民バスを運行し、近隣自治体や公共交通機関やJRとの接続を図り、公共交通機関として運用、内容の充実、利便性の向上を図っております。今後さらなる改善が必要と考えますが、公共交通機関の現状と今後の取り組みについて状況の所見を伺います。

①住民バスの運行状況について。②運行委託の形態について。③交通弱者対策の取り組みについて。

2、空き家対策に関する取り組み状況について。

少子高齢化に伴い、年々町内には空き家がふえる状態にあります。減少する人口に対応するため空き家を活用した定住促進を図るために本町では空き家バンクを創設、移住、定住に関する相談窓口を開設し人口減少の抑止に取り組んでおりますが、現在の状況と今後の取り組みについて町長の所見を伺います。

①空き家バンクの現状について。②空き家バンク制度の周知、情報提供について。③特定空き家対策についてであります。

答弁をよろしくお願いいたします。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの地域公共交通の取り組み状況のうち、住民バスの運行状況でございますが、大郷町の住民バスは公共交通機関の確保を図り住民福祉の向上に資するため、日常生活に欠かせない住民の足として道路運送法第78条第2号の規定による市町村運営有償運送により行っているものでございます。現在、8路線42便による運行をしております。平成28年の利用者数は延べ6万6,715人、1日当たりの平均利用者は約278人となっております。

次に、運行委託の形態でございますが、大郷町住民バスの運行に関する条例第15条の規定により、指定管理者による運行管理を行っております。

次に、交通弱者に対する、関係する御質問でございますが、現在町としては特段の施策は講じておりません。しかしながら、公共交通機関が住民バスのみで、自家用車に移動手段を依存している本町の実態を考えましたとき、例えば高齢者による運転免許の返納などが行った方々に関しましては、少しでも何らかの対策を打たなければならないと考えてございます。具体的な手段につきましては、町民の皆様から広く御意見をいただいて、アンケート調査なども交えながら早期に対策実現に向けて検討してまいりたいと考えております。

質問2番は、空き家対策に関する取り組み状況でございます。空き家バンク現状につきまして、答弁いたします。

空き家バンクにつきましては、平成28年4月の開業以来、現在平成29年11月24日まで延べ112件の移住、定住に関する相談を受け付け、空き家を貸したい、売りたい方が行う所有者登録が11件、空き家を借りたい、買いたい方が行う利用希望者登録が36件となっております。また、実際に、空き家に御案内し、所有者と希望者が直接会って空き家内部を御確認しながら、契約に向けて御相談いただく現地案内を延べ40件行っております。

この結果、空き家バンクではこれまで6件、17件の契約者が成立しております。内訳といたしましては、町外から移住者が4件12名、今後町外から移住見込みの方が1件2名、町内から町内への移動が1件3名となっております。町外から移住される方々の年齢は30代から50代で、御夫婦と子供さんのケースが2件ございます。今後も、空き家の有効活用と移住定住の促進に向け空き家登録が増加し、希望者とマッチングできるように制度の周知を努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家バンク制度の周知、情報提供について答弁いたします。

空き家バンク制度の周知、情報提供につきましては空き家が登録された都度町のホームページを随時更新するとともに、広報おおさとに平成28年度は4回、今年度につきましては3回掲載してございます。空き家利用登録者に対して空き家の登録が少ない状況、再度空き家調査を実施いたしましたその結果、町内に空き家等の資産をお持ちの皆様には、毎年固定資産税の納税通知書を送付いたしますが、今年度は町外にお住まいの納税者の皆様に空き家バンクのチラシを同封させていただき、登録に至った事例もございますので、せっかく登録いただいておりますので空き家利用者希望の皆様に対しては、新しい空き家登録があった都度お電話で御連絡をするなどのフォローをしております。来年度へ向けて、引き続きこれらの情報提供を継続するとともに、空き家登録に促進するため、空き家家財道具などの処分等の費用助成も検討してございます。

次に、特定空き家対策について答弁いたします。適切な管理が行われている空き家等につきましては、防災、衛生、景観等地域住民の保護の観点から、空き家対策の推進に関する特別措置法が平成27年に施行されております。本町においては各課の事務分掌上、複数の課にまたがる内容になっておりますので、来年度からは空き家対策に関する担当課を1つにして、空き家の利活用を、適正な空き家管理対策を講じてまいりたいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君）　ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時15分といたします。

午 前 11時59分 休 憩

午 後 1時15分 開 議

議長（石川良彦君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。3番佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君）　それでは、再質問させていただきます。

先日、町長は全員協議会の中でマンネリ化した住民バスの屋台骨を変えるぐらいを考えていると町長はお考えのようですが、町民バスは住民の福祉向上が目的であり、常に住民の足の確保と住民目線の乗車路線を検討すべきと考えます。そのためには利用者等の検討会の開催なども必要と考えますが、町長の所見を伺います。

もう一つ、屋台骨を変えるぐらいの考えという、その一端をお知らせ願いたいと思います。

議長（石川良彦君）　答弁願います。町長。

町長（田中 学君） ただいまの御質問でございますが、町内でも今の置かれている住民バスのあり方についても検討も何遍となく実施してございますが、利用者等の話し合いということでございますが、実は区長会の区長さん方と自分の行政区の今置かれている高齢者、この交通弱者と言われる方々がどういう状況にあるのかなども目にしながら、公共交通機関と言われない内容のものでも地域の交通弱者なり、例えば土曜、日曜の住民バスの運行なども要請されているようでございますが、こういう問題も解消するような高齢化時代の新しい取り組みなどを考えたいと思っております。

具体的に申し上げますと、大郷町4ブロックに分けて、大松沢、粕川、大谷東部、西部、この大きな4つの枠組みの中で地域の皆さんがまずみずからどう解決策があるのかということもあわせながら、私どもからこういう取り組みをお願いできないかという申し上げ方を申し上げたいと思っております。

それはどういうことかといいますと、例えば東部地区、川内、味明、山崎、不来内、羽生、この4つの地区がコミュニティー連絡協議会なるものみたいな、その地域で考えた組織を本町の責任において小型乗り合いワゴン車みたいなものを設置してやる。それをコミュニティー連絡協議会が御自由に使いやすい、使い勝手のいい内容でそれぞれの皆さんの考え方をもって運行する。その乗り合いワゴン車で、例えば東部地区を申し上げますと川内から味明、不来内、山崎、羽生経由して、交通の拠点と言われる道の駅あたりにその乗り合いワゴンで来ることによって、幹線を走っている住民バスのダイヤに合わせた内容で利用してもらおうという形なども、今後検討する余地があるなと思っておりますが、区長さん方なり議員の皆さんにも御相談申し上げて、それよりもこういう方法がいいんじゃないかというもっと画期的な何かがあればお伺いしながら、お使いになる住民の皆さんに合う形をとってまいりたいということでございます。

車については町が準備して、保険も全てが町負担で車を設置する、それを運行するのがコミュニティー協議会で運行するのか、利用する方に無料にするか有料にするかは、地域の皆さんが御自由にお決めいただいてよろしいんじゃないかと思ってもいるんですが、町があまりどうだこうだ細かいところまで介在しないで、地域の皆さんが目的を達成する一番いい方法を選択していただければいいのではないのではないかと思っております。佐藤議員が御質問に、こういう形で今後取り組んでまい

りたいと思っていることの一端を申し上げさせていただきます。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） この前、全協のお話がありまして、私も考えるということでしたので少し考えさせていただきました。住民にバスを提供する、大変すばらしいことであると思うんでありますけれども、大郷には地区ごとに運送業を営んでいる業者さんがございます。粕川地区、大松沢地区、大谷地区にもございます。そういう、今実際営業を行っている方々に今の町長の考えを聞いていただきまして、地域住民の考えを聞いていただきまして、部落ごとじゃなくて新しい、簡単に言えばNPOとか、じゃなければ誰かが代表をやってそこでオペレーションして、予約をとってあしたにつなげるとか、デマンドタクシーのような大郷型の、今町長が言ったような地域が、みんなが幸せになれるような、みんなが楽になれるような、そういうものをやはり今ある業者にそういうものを運ぶのがプロでございますので、そういう人たちの話をもって新しい運送の体系を考えていってはどうかと、私なりに考えたんですけれども、町長の所見を伺います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） 今の住民バスの形態、これをもっときめ細かな部分まで乗り入れするということは、どうも行政サイドから申し上げますとあまりにも事業費がかかり過ぎることになるという判断から、もう一歩踏み出して地域の皆さんがボランティアでブロックごとに、地域住民の弱い方々を対象にした乗り合いワゴン車を利用して、大通りの道の駅までそれで送ってくる。そこから住民バスが目的地に向かっていくわけですから、それがその乗り合いするという形をとれば、逆に住民バスの本数もある意味では減らすこともできるのではないかと、そんなことを考え、新しいダイヤを考えてまいりたいと思っておりますが、これはあくまでも営利目的でございませぬので、本町の住民バスもそうであります。町民の税金で賄うわけでありまして、できるだけ低経費で安全を確保する住民の足としてのニーズに応えていける内容でなければならないと思っておりますので、今の住民バスの内容から4つのブロックに分けたところに自由に使える、地域のニーズに合わせた足としてお使いになられれば大変画期的なものではないのかと思うんですが、今後広く皆さんの御意見を聴取してまいりたいと思っております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。

今、町長が言われたように、道の駅に来ていただいている。そこから病院とか通学、買い物に出かけるわけなんですけれども、そのときに路線の公益性といいますか、大郷町だけでなくて利府に行く場合は利府と途中から一緒に利府の町民も乗せられるとか、そういう公益性を考えた運行も、これから大和町なり富谷なり松島なり、そういうことを他の市町村長とお話ししていかれるという、いってほしいと私は思うんですけれども、町長さんの御意見を。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） もっと広域的に連携できるシステムを考えれば、もっと効果的な住民バスになるということでございますので、その辺も含めて今後検討してまいりたいなど、今後は行政組合の構成町村ともいろいろその辺お話ししてみたいなと思いますので、どうか議員の御意見なども十分参考にさせていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 次に、高齢者、交通弱者の中の高齢者が運転免許証の自主返納を行っております。その中でこれまで月1回通っていた病院通いが、やはりタクシー代がかかるということで、薬を出していただける目いっぱい3カ月に1回の通院にしているというお話を聞いたことがあります。やはり、今一番町長が言われたような地域の交通指導、みんなボランティアでやりましょう、大変すばらしいんですけれども、それがやる前、すぐできるということでほかでもやっているんですけれども、タクシーチケット、タクシー利用一部助成券というものがあります。今住民バスに乗るのに幾らか安くなりますよとかいろいろあるんですけれども、やはり今お年寄りに必要なのは玄関から玄関まで運んでもらうと。やはり、今タクシーを使うというのが多分多いと思うんですけれども、その中でやはりタクシーチケットを高齢者に、距離によってか、年齢によってとか障害の程度によってとか、そういう部分に分けてタクシーチケットを来年度からでもやる事業として私は考えられると思うんですけれども、町長に。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） タクシーチケットについてはまだ役場内でも検討したことございませんが、ただいまの御質問、どういう内容でどのような方法していくのか、そういう基準的なことも考えながら今ここでやりますとか、できませんとかいうことは申し上げないで検討させていただきたいと思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 町長、キャッチフレーズに、停滞している大郷町の現状に喝という文言がございます。そのために今福祉バス、住民バスを充実されることも大変重要な一つのものになっていくと考えます。町外に出ていく、通勤、通学、買い物、今全体そういうふうを考えていますけれども、先ほど町長も言いましたけれども、今野菜工場ができています。そこに通勤する人も出てくるわけでございます。今度は、逆に大郷に町外から来ていただくという町になっていかなきゃならない。その中で交通というものが大郷になくってはならない。道路整備はもちろんですけれども、やはり足を確保するということが仕事行く、来ていただくにも一番大事なことだと思いますので、やはりここはこれから野菜農場来ます。ソフトバンクさんもメガソーラーが来ます。やはりその中で賃貸料、償却資産の税金が入る、ソーラーもこれからいっぱい出てきます。今よりは少しは税金が入ってくる。そうすれば、それを地域還元という形でそのような皆さんの足のために使っていただくことが、私は大変いいのかなと思っていろんな事業を展開していただきたいと思います。もう一度、町長。

議長（石川良彦君） 町長。

町長（田中 学君） おっしゃるとおりでございます。公共交通機関としての充実した本町の交通機関ということで、利用者の皆さんから当てにされる公共交通機関にあることによって、本町のさまざまな活性化につながると認識をしておりますので、税収も新しい税収も目的を持った使い道を考えろという御質問かと思っておりますので、そんなことも考えに持ちながらしっかりした対策を講じてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） ありがとうございます。

それでは、空き家バンク制度について再質問させていただきます。

宮城黒川の町村において、空き家対策、本町が先進地であるということはこの前の委員長研修でよくわかりました。大和町、空き家バンクあるんですけども、29年1月から開設して登録件数は1件であります。大郷町が事業推進に大変適した環境もあるということでもありますけれども、それ以上に議会が空き家バンクをつくるということで、議員さん皆で頑張った、私は成果だと思います。それにもう一つは、やはりまちづくり推進課の職員の皆さんの努力かなと、大変この場をおかりして感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、今実際空き家を借りたい人が大変多い。貸す場所がないというのが現状でございます、多分、この前一般質問したときと待っていた人の方がまだ同じなんですけれども、そのなかなか難しい原因、そこをひとつ課長に答弁願います。

議長（石川良彦君） 答弁願います。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（遠藤龍太郎君） 空き家の提供者といいますか、登録希望者の数がどうしても伸び悩んでいるという現状にあります。先ほども町長が答弁いたしました、その中の一つの町の施策として、空き家を空き家バンクに登録促進するために、空き家家財道具の処分費用の助成を当初予算等に盛り込みたいと考えております。これにより、今現在片づけが終わらなくてお貸しできないという空き家の、吸い上げの一つになるものではないかと思っております。

また、空き家に限らず、今検討している段階ではございますが、空き地についても震災後かなりの数が出ております。空き家及び空き地という2つのものを、2つの不動産物件を取り扱うことによって、空き地については新規に建物を建てていただくようなものにして制度を変えていきたいと考えております。

議長（石川良彦君） 佐藤千加雄議員。

3番（佐藤千加雄君） 去年から本当に片づけが大変だという方がいっぱいおありまして、それで進まないという声も大分聞いておりましたので、大変いいことだなと思っております。やはり、空き家を探すというのは地権者もそうですけれども、行政区長さんたちの協力が大変必要なのかなと思っております。ぜひ、説明会、何回もやっていると思うんですけれども、所有している方と地権者の方と行政区の方と話をして、なかなかまだ理解をしていない区長さんたちが多々見受けられますので、その辺話し合いを数多く持つようお願いしたいと思えます。

最後に、空き家の有効利用について、住居だけでなくこれからはいろいろな店舗、店に使うとか先ほど町長も言っていました、遊ぶ場所、そういうものを地域でつくるか集会所とかミニ交流施設、そういうものを空き家を利用してつくっていけないものかと。やはり、なかなか地域の方々触れ合える場所がだんだん少なくなっている現状でありますので空き家を利用してそういうものにしていったら環境が大変よくなるのかなと思えます。ですから、それを考えていただきたいということをお聞きして、町長からお答えいただいて最後の質問にさせていただきます。

議長（石川良彦君） 答弁願います。町長。

町長（田中 学君） さまざまなアイデアを凝らして、空き家利活用をさらに本町ならではの内容でニーズに応じてまいりたいと思います。

議長（石川良彦君） 以上で佐藤千加雄議員の一般質問を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、一般質問を終わります。

-
- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 3 | 議案第 50号 | 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 51号 | 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 52号 | 職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第 53号 | 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 54号 | 和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 8 | 議案第 55号 | 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第 9 | 議案第 56号 | 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第 57号 | 平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第 58号 | 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第 59号 | 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第 60号 | 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号） |

議長（石川良彦君） 次に、日程第3、議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第4、議案51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第53号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について、日程第8、議案第55号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第6号）、日程第9、議案第56号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第57号 平成29年度大郷町下水

道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第11、議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号及び議案第54号について説明を求めます。総務課長。

総務課長（小畑正勝君） それでは議案書の1ページからお願いしたいと思います。

議案第50号 大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

大郷町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和41年大郷町条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

まず、今回の改正理由でございますが、平成29年度人事院勧告に基づいた特別職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じまして本町の議会議員の期末手当を改正するものでございます。

2ページ、ごらんになっていただきたいと思います。

第1条期末手当について、第5条第3項中12月支給分の「100分の170」を「100分の175」に改めるものでございます。

第2条期末手当について、第5条第3項中6月支給分の「100分の155」を「100分の157.5」に、12月支給分「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日は公布の日から施行するものです。

ただし、第2条の規定は平成30年4月1日とし、第1条の規定は平成29年4月1日から適用するものです。

報酬の内払いは、今週金曜日に支給されます12月期末手当は改正条例の内払いとし、年内に差額調整するものでございます。

以上の内容です。

次に3ページ。

議案第51号 特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和41年大郷

町条例第8号)の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

改正理由でございます。

田中町長の公約であります新たな財源の確保の一端として、平成30年度以降の子育て支援事業などの経費の一部に報酬削減した内容を充当するものでございます。教育長においても町長と同様の意向により削減するものでございます。

あわせて、平成29年度年度人事院勧告に基づいた特別職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じまして、本町特別職の期末手当を改正するものです。

4ページ、ごらんになっていただきます。

第1条、期末手当について、第3条第2項中12月支給分の「100分の170」を「100分の175」に改めるものです。

第2条、期末手当について、第3条第2項中6月の支給分「100分の155」を「100分の157.5」に、12月支給分「100分の175」を「100分の172.5」に改めるものでございます。

次に、附則6項です。町長の受ける給料は平成30年4月1日から任期満了の平成33年9月6日までの分を月額73万2,000円の50%を減じた額を支給するものです。

附則第7項、教育長の受ける給料は平成30年4月1日から任期満了の平成33年10月22日までの分を月額50万円の10%を減じた額を支給するものです。

附則です。施行期日は公布の日から施行するものです。ただし、第2条の規定は平成30年4月1日からとし、第1条の規定は平成29年4月1日から施行するものです。

給与の内払いは、12月8日に支給される12月期末手当は改正条例の内払いとし、年内に差額調整するものでございます。

以上が内容でございます。

次に、6ページごらんになっていただきます。

議案第52号 職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例（昭和32年大郷町条例第12号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の改正理由でございます。

平成29年度人事院勧告に基づき一般職の国家公務員の給与改定が決定されたことに準じまして、本町職員の給与等を改正するものでございます。

次ページ、7ページごらんいただきます。

まず、第1条、勤勉手当について、第19条第2項第1号中「100分の85」を「、6月支給分100分の85と12月支給分100分の95」に改め、同項第2号の再任用職員分「100分の40」を「、6月支給分100分の40、12月支給分100分の45」に改めるものです。

別表第1の給料表、8ページから10ページでございます。ごらんのとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。おおむね、若年層20代が1,000円程度、我々のような高齢職員は400円程度と差がついておりますが、基本的に算定されたものでございます。

次に、11ページ、第2条第19条は改正条例第1条の勤勉手当の支給率を来年以降6月期及び12月期を同率にするものでございます。一般職を「100分の90」に、再任用職員を「100分の42.5」に改めるものでございます。

施行規則として、施行期日は公布の日から施行するものです。ただし第2条の規定は平成30年4月1日とし、第1条の規定は平成29年4月1日から適用するものです。

給与の内払いは、既に支給された給料は改正条例の内払いとし、年内に差額調整するものでございます。

以上の内容でございます。

次に12ページ、入ります。

議案第53号 大郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大郷町条例第1号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

まず改正理由ですが、平成29年3月の雇用保険等の一部改正において地方公務員育児休業法に倣い、非常勤職員が取得する育児休業について改正するものでございます。

次の、13ページ、第2条、非常勤職員にあつて第2条第3項ア（イ）の中、文言の整理と養育する子を2歳に到達する日に改めるものです。

第2条の3については文言の整理です。

第2条の5については、第2条の4の追加により条ずれしたものでございます。第2条の4育児休業法改正に伴う非常勤職員が取得する育児休業に関して、養育する子の要件を整理したものです。

14ページになります。

第3条、第2条の4の改正により文言の整理でございます。

最後に附則ですが、施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上の内容でございます。

次に15ページ、お願いいたします。

議案第54号 和解及び損害賠償の額の決定について

町は、町道味明雉子喰線から自動販売機のある空き地に立ち寄ろうとした際にグレーチングのはね上がりにより車両の一部に損害を与えた、道路管理の瑕疵による事故に起因する和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

記

- 1 損害賠償額 一金10万4,728円
- 2 和解の相手方 住所（記載のとおり）
氏名（記載のとおり）
- 3 和解の内容

平成29年10月4日午前6時30分ころ、相手方の乗用自動車（記載のとおり）を相手方本人が運転し、町道味明雉子喰線上を松島方面に走行し田布施駐在所付近の空き地内の自動販売機に立ち寄ろうと側溝のグレーチングを通過する際にグレーチングがはね返り車両下部の燃料タンクを損傷したので、町が車両の所有者である相手方に修繕費として上記金額を支払うことを条件に和解する。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

本件につきましては、町道味明雉子喰線上において相手方が自家用車で走行中に町道側溝の構造物により生じたものでございます。和解協議の結果、町の過失を10割とすることで協議が調い、和解するものでございます。

以上の内容でございます。

以上、議案第50号から議案第54号までについて、よろしく御審議の上、

御可決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号及び議案第54号について説明を終わります。

次に、議案第55号について説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（千葉伸吾君） それでは、まず議案第55号一般会計6号補正について御説明を申し上げます。補正予算書2ページをお開きいただきます。

議案第55号 平成29年度大郷町一般会計補正予算（第6号）

平成29年度大郷町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,396万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,244万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

それでは、まず初めに今回の補正予算の概要について御説明申し上げたいと思います。

今回の補正予算でございますが、国家公務員に対する人事院勧告に準拠した人件費の調整、内容につきましては先ほど総務課長から議案の御説明があったとおりでございます。これのほか、各種公共施設の整備費、台風21号災の追加工事費等に係る所要の予算について計上したものでございまして、財源としては事業費見合いの国県支出金、普通交付税の留保分の計上ほか基金等により調整をした内容となっております。

続きまして、3ページ以降の第1表 歳入歳出予算補正により、項ごとに内容を御説明申し上げたいと思います。

まず、歳入の分でございます。

第10款地方交付税第1項地方交付税3,477万9,000円の増額補正。こち

らにつきましては平成29年度の普通交付税の交付決定額13億6,477万9,000円、こちらに対する財源留保分としてこの金額を計上したものでございます。

次に、第12款分担金及び負担金第1項分担金16万4,000円の減につきましては、分館補修工事負担金の確定による減でございます。

第13款使用料及び手数料第2項手数料258万1,000円につきましては家庭ごみ処理手数料の補正でございます。

第14款国庫支出金第1項国庫負担金549万5,000円につきましては利用者の増による自立支援給付費負担金等の増額補正でございます。

第2項の国庫補助金392万2,000円につきましては、マイナンバー制度の施行に関する厚労省及び総務省所管のシステム整備費の補助金及び道路台帳作成に係る社会資本整備総合交付金等でございます。

第15款県支出金第1項県負担金274万8,000円につきましては、自立支援給付費等の県負担分、負担率4分の1でございます。こちらの補正をしたものでございます。

第2項県補助金423万5,000円につきましては、対象地区がふえたことによる農地中間管理機構集積協力金の増額補正でございます。

第16款財産収入第1項財産運用収入47万6,000円につきましては黒川森林組合の出資配当並びに基金利子となっております。

第17款寄附金第1項寄附金1,000万円につきましては、ふるさと応援寄附金の収入見込み額を上方修正したことによる増額補正となっております。

なお、12月4日現在のふるさと納税の実績でございますけれども、件数としましては申し込み件数1,958件、寄附の申し出額として3,180万円ほどとなっております。

第18款繰入金第1項基金繰入金502万5,000円につきましては財源調整のための繰入額の調整を行ったものでございます。

第20款諸収入第3項貸付金元利収入241万4,000円につきましては、災害援護資金貸付金収入につきましては対象者5名分の償還金を計上したものでございます。

第5項雑入19万5,000円の減につきましては町道での事故に係る賠償保険金並びに健診自己負担分の計数整理等による内容でございます。

第21款町債第1項町債735万4,000円の減につきましては、臨時財政対策債の発行可能額の確定により減額補正を行ったものでございます。

以上、歳入補正額合計6,396万1,000円でございます。

続いて、第1表は5ページ、6ページです。

歳出でございます。

第1款議会費第1項議会費32万9,000円につきましては、人件費の調整等による内容でございます。

次に、第2款総務費第1項総務管理費2,042万円につきましては、人件費の調整のほかマイナンバー制度の施行に係るシステム改修費、ふるさと納税額上方修正による御礼品代等の経費の補正、大松沢下町地区の側溝整備に関する請願に係る境界確定測量業務並びに企業立地奨励交付金、これは東成田地区にある企業さんに対する冷凍倉庫の増設に伴う奨励金、3年目の計上でございます。これらが主な内容となっております。

なお、人件費につきましては副町長に係る人件費の減額調整を行ってございます。

続きまして、第2款総務費第2項徴税費53万1,000円並びに第3項戸籍住民基本台帳費26万8,000円につきましては、人件費の調整等に係る内容でございます。

第4項選挙費3万4,000円につきましては法令追録代の増額補正です。

第5項統計調査費3,000円につきましては補助対象事務費の調整による増額補正となっております。

続いて、第3款民生費でございます。第1項社会福祉費672万2,000円につきましては、人件費調整のほか介護保険制度の改正に伴うシステムの改修費ほかに係る介護保険特別会計の繰出金の調整並びに自立支援給付費等の増が主な内容となっております。

第2項児童福祉費667万1,000円につきましては、利用者の増による障害者通所給付費の増額補正並びに法改正に伴うシステム改修費が主なものでございます。

続きまして、第4款衛生費第1項保健衛生費281万8,000円の減につきましては、人件費の調整及び健診の終了による計数整理等の内容でございます。

第3項清掃費237万円につきましては町指定の燃えるごみ袋に関する経費の増額補正でございます。

第4項上水道費405万円につきましては、経営戦略の策定に関する上水道事業会計への補助金となっております。国から通知のありました繰り出し基準、率としては2分の1でございます。この基準による支出を行うものでございます。

次に、第5款農林水産業費第1項農業費748万円につきましては、人件費の調整のほか農地中間管理機構集積協力金の増額補正並びに縁の郷の研修棟の床の修繕、物産館敷地の未舗装分の舗装工事などが主な内容となっております。

第2項林業費2万7,000円につきましては、黒川森林組合の出資金の計上でございます。

続いて、第6款商工費第1項商工費42万円につきましては、人件費の調整等によるものでございます。

第7款土木費です。第1項土木管理費39万6,000円につきましては、人件費の調整並びに町道に起因する自動車事故に係る賠償金の計上による内容でございます。

第2項の道路橋梁費147万円につきましては、町道泥畑大森線に係る道路台帳の作成費の計上でございます。

第4項住宅費42万2,000円につきましては、希望の丘団地の格子ラティス、木の柵ですね、そちらの修繕費の計上でございます。

第5項の都市計画費205万9,000円につきましては、下水道事業特別会計の繰出金の調整、並びに郷郷ランドの側溝のふたがけ工事等による内容となっております。

第8款消防費第1項消防費66万3,000円につきましては、消防団出場手当単価の増による費用弁償の増が主な内容でございます。

続いて、第9款教育費でございます。

第1項教育総務費68万6,000円につきましては、人件費の調整及びALTの交代がなかったことによる旅費等の減額並びに町長が重点施策として掲げております子育て支援の充実のための小中学生に対する入学支援事業、内容としては運動着の無償支給でございます。この対象者131名分の費用につきましては入学に合わせた対応とするため就学援助費として前倒し計上したことによるものでございます。

第2項小学校費78万6,000円、第3項中学校費118万7,000円、第4項幼稚園費146万5,000円につきましては、教材及び備品等の購入、施設の修繕並びに人件費の調整等による内容となっております。

第5項の社会教育費282万8,000円につきましては、人件費の調整と計数整理によりますほか文化会館の屋外看板の設置工事、野球場の進入路舗装工事並びに町民体育館トイレ洋式化工事等による内容となっております。

第6項保健体育費39万6,000円の減につきましては、人件費の調整と計

数整理のほか給食センター調理器具の修繕等に関する費用の計上したものでございます。

第10款災害復旧費でございます。第2項公共土木施設災害復旧費870万円につきましては台風21号災につきましては新たに確認された被災箇所、町単の事業分であります12カ所に対する工事費を今回計上したものでございます。なお、各地区からの追加報告を含めた被災箇所は、今現在で133カ所確認をしてございます。

第11款公債費第1項公債費281万1,000円の減につきましては平成18年度の減税補填債の利率見直し等により内容の調整を図ったものでございます。

歳出補正額合計6,396万2,000円。

以上、補正前の予算額46億1,848万2,000円に歳入歳出とも6,396万2,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ46億8,244万4,000円とするものでございます。

続きまして、7ページごらんいただきます。

第2表債務負担行為補正について御説明申し上げます。

今回の補正は、債務負担行為の追加が11件でございます。事項、期間、限度額の順に御説明を申し上げます。

1. 平成29年度大郷町議会広報印刷業務、設定期間29年度から30年度まで、限度額64万3,000円です。次年度当初からの業務の円滑な執行のため年度内に契約を行う必要がありますことから債務負担行為を設定するものでございます。

2. 平成30年度広報おおさと印刷業務、設定期間29年度から30年度、限度額175万9,000円でございます。こちらも議会広報と同様に次年度当初からの円滑な執行のため設定する内容でございます。

3. 特定個人情報に関する安全管理措置対応支援業務、設定期間29年度から30年度まで。限度額205万2,000円です。マイナンバー制度の施行に伴う安全管理措置。この実施のための基本方針や取り扱い規程の策定及び職員に対する研修を実施するため必要となる業務となっております。年度内に契約を行い早期の措置実施に向けて取り組むものでございます。

次に、4. 特定個人情報取り扱い状況点検業務、設定期間29年度から30年度まで限度額324万円です。マイナンバー制度に係る自己点検の実施のほか、個人情報保護委員会への定期報告を適切に行うための業務となっております。年度内に契約を行い対応に遺漏のないよう取り組む

ものとしております。

次に、5. 会計年度任用職員制度導入のための例規整備支援業務、設定期間29年度から30年度まで、限度額237万6,000円です。地方公共団体における行政の多様化に対応し、公務の能率的かつ適正な運用を推進するため会計年度任用職員の制度が創立され、平成32年4月1日から施行されることになりましたことから、その適正な運用のため必要となる業務となっております。年度内に契約を行い対応に遺漏のないよう取り組んでくものでございます。

次に6. ふるさと納税委託業務、設定期間29年度から30年度まで、限度額につきましてはふるさと納税額の10.8%の額としてございます。インターネットを利用した専用サイトの構築及び御礼品に関する業務を一括して委託するものでございまして、年度当初からの業務の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

次に7. 平成30年度自家用電気工作物保安管理業務です。設定期間29年度から30年度まで、限度額217万9,000円でございます。これは役場庁舎、小中学校、体育施設など全15カ所の施設につきまして電気事業法第38条において定める自家用電気工作物の適切な維持管理及び同法に規定する保安管理規程の制定、届け出などの業務を委託するものでございまして、次年度当初からの業務の円滑な執行のため債務負担行為を設定するものでございます。

次に8. 住民バス賃貸借、設定期間29年度から30年度まで、限度額140万円です。住民バスとして運行しておりますリース車両の賃貸借期間、これが平成30年3月末で満了となりますことから再リース契約のために債務負担行為を設定するものでございます。

次に9. 町道緊急維持工事、設定期間29年度から30年度まで、限度額1,500万円でございます。年度当初からの維持管理を適切に行うため年度内に契約を締結する必要がありますことから債務負担行為を設定するものでございます。

次に10. 土木積算システム賃貸借、設定期間29年度から34年度まで、限度額298万5,000円でございます。システムの更新時期に当たりまして今後5年間の賃貸借契約とするため、債務負担行為を設定するものでございます。

最後に11. 大郷幼稚園通園バス運行業務です。設定期間29年度から34年度まで、限度額1億1,769万8,000円でございます。車両が3台、5路線により運行しております通園バスにつきまして、来年度以降複数年契約

により年度内に契約を締結する必要がありますことから債務負担行為を設定する内容となっております。

続きまして、8ページ、第3表 地方債補正につきまして御説明申し上げます。変更が1件でございます。

臨時財政対策債につきまして発行可能額の確定により限度額を1億5,200万円から1億4,264万6,000円に変更するものでございます。起債の方法・利率・償還の方法は補正前と同様の内容となっております。

一般会計の補正予算につきましては、以上の内容でございます。次ページ以降の事項別明細書をごらんいただきまして、御審議の上、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第55号について説明を終わります。

次に、議案第56号について説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（残間俊典君） それでは、議案第56号につきまして提案理由を御説明いたします。補正予算書34ページをお開き願います。

議案第56号 平成29年度大郷町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ569万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,732万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正予算につきましては、平成30年度の制度改正に向けた介護保険システムの改修経費並びに介護給付費の上半期における実績を踏まえまして歳入歳出予算の補正を行ったものでございます。

それでは次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正により項ごとに補正額の概要を御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金97万円の増額は、介護給付費の増額見込みによる法定割合による交付額の増額と、地域支援事業費の減額見込みによる交付額の減額により調整するものでございます。

4 款国庫支出金 1 項国庫負担金134万1,000円は介護給付費の増額見込みによる増額となっております。

2 項国庫補助金149万7,000円の減額につきましては、調整交付金及び地域支援事業費の減額見込みによる交付金の減額と、介護保険システム改修に係る事務費交付金の増額による調整でございます。

5 款県支出金 1 項県負担金121万6,000円の増額につきましては、介護給付費の増額見込みによる交付額を増額するものでございます。

2 項県補助金62万5,000円の減額につきましては、地域支援事業費の減額見込みにより交付額を減額するものでございます。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金222万9,000円の増額につきましては、介護給付費の増額見込みによる繰入額の増額、地域支援事業費の減額見込みによる繰入額の減額、事務費繰入として平成30年度の制度改正に向けたシステム改修費としての繰入額の増額などを調整したものでございます。

8 款繰越金 1 項繰越金206万4,000円につきましては、平成28年度決算による繰越金の留保額について計上を行ったものでございます。

以上、歳入補正額合計569万8,000円の増額でございます。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費223万1,000円の増額は平成30年4月の制度改正に伴う介護保険システム改修経費として計上するものでございます。

2 款保険給付費 1 項介護サービス等諸費467万8,000円の増額は、地域密着型介護サービス給付費における上半期の給付実績を踏まえ、増額を行うものでございます。

2 項介護予防サービス等諸費378万9,000円については、介護予防サービス給付費及び計画給付費に不足を生じる見込みであることから増額を行うものでございます。

3 款地域支援事業費 1 項介護予防・生活支援サービス事業費500万円の減額は、今年度から介護予防サービス給付費から移行したものでございますけれども、経過措置期間ということもありまして、当初見込みに対し給付費の伸びが少なかったことから減額調整を行うものでございます。

以上、歳出補正額合計569万8,000円の増額でございます。補正前の予算額10億6,162万8,000円に歳入歳出それぞれ569万8,000円を追加し補正後の予算額を10億6,732万6,000円とするものでございます。

以上で、議案第56号の説明を終わります。次ページ以降の事項別明細書等をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜りますよう、よろ

しくお願い申し上げます。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第56号について説明を終わります。

次に、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案第60号について説明を求めます。地域整備課長。

地域整備課長（三浦 光君） それでは、議案第57号につきまして提案理由を御説明申し上げます。補正予算書の42ページをお開き願います。

平成29年度大郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ164万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,050万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は手数料、繰入金の補正、歳出は職員の人件費、工事費並びに負担金の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正を御説明をいたします。

まず、歳入です。

第2款使用料及び手数料第2項手数料2万6,000円の増額は公認業者及び責任技術者の登録数増に伴う手数料の増額に伴うものです。

第3款繰入金第1項他会計繰入金162万3,000円の増額は、財源調整により一般会計からの繰入金を増額するものです。

歳入合計で164万9,000円を追加し、2億4,050万2,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款下水道事業費第1項下水道管理費33万3,000円の増額は、人件費の調整によるものです。

第2項下水道建設費131万4,000円の増額は、マンホールポンプ通報装置の交換1カ所分の工事費の計上によるものです。

第3項流域下水道費2,000円の増額は吉田川流域下水道事業に伴う負担金額の確定によるものです。

歳出合計で164万9,000円を追加し、2億4,050万2,000円とするものでございます。

以上で、下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。続きまして、49ページをお開き願います。

議案第58号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第58号 平成29年度大郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ125万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,830万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金並びに県支出金の補正、歳出は職員の人件費、修繕料並びに工事費の補正を計上してございます。次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第3款繰入金第1項他会計繰入金110万4,000円の増額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を増額するものです。

第5款県支出金第1項県負担金15万円の増額は県道利府松山線圧送管配管布設による舗装復旧工事に伴う負担金計上によるものです。

歳入合計で補正額125万4,000円を追加し5,830万7,000円とするものです。

次に支出でございませう。

第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業管理費94万7,000円の増額は、人件費の調整、粕川処理場の漏水箇所の修繕によるものです。

第2項農業集落排水事業建設費30万7,000円の増額は、県道利府松山線圧送管布設工事に伴う舗装本復旧工事の計上によるものです。

歳出合計で補正額125万4,000円を追加し、5,830万7,000円とするもの

です。

以上で、農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります

続きまして、56ページをお開き願います。

議案第59号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

議案第59号 平成29年度大郷町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）

平成29年度大郷町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,002万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

今回の補正につきましては、歳入は繰入金、諸収入の補正、歳出は職員の人件費、修繕料の補正を計上しております。

次ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入です。

第4款繰入金第1項他会計繰入金6,000円の減額は、財源調整のため一般会計からの繰入金を減額するものです。

第6項諸収入第1項雑入14万円の増額は、確定申告による消費税還付金の額確定等によるものでございます。

歳入合計で補正額13万4,000円を増額し、6,002万7,000円とするものです。

次に、歳出です。

第1款合併浄化槽事業費第1項合併浄化槽事業管理費13万4,000円の増額は、人件費の調整並びに浄化槽ブロワーの交換、修繕箇所追加に

よるものです。

歳出合計で補正額13万4,000円を増額し、6,002万7,000円とするものです。

続きまして、第2表 債務負担行為補正の追加です。

事項1. 平成30年度合併処理浄化槽清掃業務、期間平成29年度から平成30年度まで、限度額1,068万4,000円とするものでございます。これは合併処理浄化槽清掃業務が今年度で委託期間が終了するため平成30年度からの業務について新たに期間を設定し、維持管理を行うものでございます。

続きまして、事項2. 平成30年度合併処理浄化槽管理業務、期間平成29年度から平成30年度まで、限度額1,764万7,000円とするものでございます。これは合併処理浄化槽管理業務が今年度で委託期間が終了するために平成30年度からの業務につきまして新たに期間を設定し、点検業務を行うものでございます。

続きまして、事項3. 平成30年度合併処理浄化槽設置工事、期間平成29年度から平成30年度まで、限度額1,432万9,000円とするものでございます。これは合併処理浄化槽設置工事につきまして、設置希望者に対し速やかに対応するために平成30年度からの工事について新たに期間を設定し、設置工事を行うものでございます。

以上で、合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、65ページをお開き願います。

議案第60号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、経営戦略策定に伴う補助対象経費の計上、水道料金の誤徴収に伴う不足分料金の計上、水道検針員に対する防寒着等の購入費等の補正によるものでございます。

それでは、議案第60号 平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成29年度大郷町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度大郷町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益 2億3,998万円に408万円を増額し、2億4,406万円

とするものでございます。

第2項営業外収益405万円の増額は経営戦略の策定に要する経費の一部につきまして、繰出基準に基づき対象経費の2分の1について一般会計からの補助金を計上したものでございます。

第3項特別利益3万円の増額は水道メーター口径の水道料金システム入力誤りによります差額分の料金計上によるものでございます。

続きまして、支出でございます。

第1款水道事業費用2億4,172万1,000円に8万3,000円を増額し、2億4,180万4,000円とするものでございます。第1項営業費用同額計上につきましては水道検針員の防寒着等の購入費、給水車自賠責保険重量税不足分の計上によるものです。

続きまして、債務負担行為でございます。

次ページになります。

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

1つ目です。

事項、給配水管等修繕費、期間平成29年度から平成30年度まで、限度額950万円とするものでございます。これは漏水等による給配水管等の修繕につきまして、平成30年度において緊急性のある修繕が発生した場合速やかに対応するため、期間を設定し業務を行うものであります。

続きまして、2つ目でございます。

事項、水道料金システム業務、期間平成29年度から平成35年度まで、限度額1,544万5,000円とするものでございます。これにつきましては、水道料金システム業務が本年度で委託期間が終了するため、平成30年度からの業務につきまして新たに期間を設定し、水道料金の管理を行うものでございます。

(他会計からの補助金)

第4条 経営戦略策定のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は405万円である。

平成29年12月5日 提出

大郷町長 田 中 学

以上で、平成29年度大郷町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

ただいま御説明申し上げました議案第57号、58号、59号につきまして

は事項別明細書をごらんいただき、また議案第60号につきましては補正
予算説明書（第2号）をごらんいただきまして、御審議の上、御可決賜
りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。よろしくお
願いいたします。

議長（石川良彦君） 以上で、議案第57号、議案第58号、議案第59号及び議案
第60号について説明を終わります。

議長（石川良彦君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午 後 2 時 3 3 分 散 会

上記の会議の経過は、事務局長 櫻井真江の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員